

(様式第8)

## 誓 約 書

經常建設共同企業体を結成するにあたり、三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱及び經常建設共同企業体協定書を遵守し、特に下記事項について改めて確認し異議無きことを誓約します。

結成した後、代表者及び構成員のいずれかが倒産、銀行取引停止処分、廃業、建設業許可取り消し又は営業の停止等、相応の理由がある場合以外は、解散しないことを誓約します。

三重県建設工事に係る共同企業体取扱要綱 抜粋

第4条第4項 資格認定を受けた經常建設共同企業体の各構成員は、当該經常建設共同企業体の希望業種について、第11条第1項及び第2項の間中は、**単体企業として県工事の入札には参加できないものとする。**

ただし、当該經常建設共同企業体が解散により資格を失ったときはこの限りではない。

第7条第1項第4号 經常建設共同企業体の全ての構成員は、次の要件を満たすものとする。

他の經常建設共同企業体(県の資格認定を受けたものに限る。)の構成員でないこと。

※ 例えば土木一式工事で經常JVの認定を受けている場合、他の構成員と舗装工事の經常JVを結成することは出来ません。《第7条(4)の徹底》

第11条第1項 有効期間は最初に到来する5月31日までとする。

第4項 解散した者は、有効期間中において同構成員あるいは他の構成員と再度經常建設共同企業体を結成することができないものとする。

ただし、解散が構成員の廃業又は破産等による場合については、この限りではない。

共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 經常建設共同企業体

代表者 住 所 \_\_\_\_\_

名称又は商号 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

構成員 住 所 \_\_\_\_\_

名称又は商号 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印

構成員 住 所 \_\_\_\_\_

(3者

JVの

場合)

名称又は商号 \_\_\_\_\_

代 表 者 名 \_\_\_\_\_ 印